

# 平成28年度

## 防火・防災管理業務の一部を受託する 法人等の教育担当者講習会

日 時：平成28年9月8日（木）8：30～17：00  
9日（金）8：30～17：00 } 2日間の講習

と ころ：沖縄県消防学校（中頭郡中城村字北上原910）

対 象 者：防火防災管理業務の一部を受託している（また予定）不動産業等の社員

募 集 期 間：平成28年8月1日（月）～8月26日（金）まで

※定員**50名**に達し次第終了します

申 込 方 法：「講習会申込書」を下記の申請先へFAXまたはEメールで申請する

※申込書は7月下旬ころから那覇市消防局HP上に掲載いたします。

※同一事業所からの申込みは原則2名まで

申 請 先：那覇市消防局予防課（那覇市銘苅2丁目3番8号）

電 話：098-867-0212 Fax：098-869-1190

M A I L：f-yobou001@neo.city.naha.okinawa.jp

受 講 料：なし

テキスト代：**¥6,420円【講習会当日、会場で販売します】※金額は予定**

※テキストは、消防法令改正に伴い改正版の発刊が予定されていることから必ず購入すること。

### 講習会Q&A

Q.1 防火防災管理業務の一部受託とはどのような業務ですか？

A. マンション・アパート(\*)の所有者から、消防設備が作動した場合の駆けつけ対応、消防設備の点検、共用通路、階段（避難経路）の点検管理、消防事務に関する支援業務などが含まれます。

((\*)マンション・アパートは例として示しています。他の対象物も同様です。)

Q.2 防火・防災管理者の資格取得講習会でしょうか？また、両方の資格は持っていますが受講が必要ですか？

A. 防火防災の資格取得講習ではありません。なお、資格者が事業所においても受託業を請け負っている事業所は講習を受講しなければなりません。

Q.3 自社で所有管理している物件で、防火管理者も選任していますが受講する必要はありますか？

A. 事業所が所有し、適正に管理しているので受講は必要ありません。ただし、Q.1に示す管理を受託している場合は受講しなければなりません。



# 不動産賃貸・売買前に ご相談下さい！

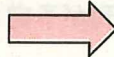
建築当初とは、業種の異なる店舗・事業所が入居する事で**消防法・建築基準法**に抵触し**トラブル**になるケースが増えています。

《事例》

共同住宅
事務所(空店舗)
事務所(空店舗)
事務所(空店舗)

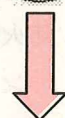
Aビルの空店舗  
に新規事業所を  
出そうかな？

改装工事



共同住宅
診療所
事務所
福祉施設

工事もやっと終わった、  
オープン出来るぞ！



「事業開始後、消防法に抵触していると言われ自動火災報知機  
スプリンクラーが必要となり大家さんとトラブルとなった。」

消防法等は、建物の面積及び入居する事業所により消防用設備の設置や法的な防火管理体制が異なります。

建物の管理体制または不動産契約（賃貸・売買）の前には、関係機関への確認、ご相談をお願いします。